



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 沖 ウィンテック 株式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 瀬 忠 男  
( コード番号 1767 東証 第 二 部 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 太 田 敬 一  
( 03-3740-2111 大 代 表 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ( 1 ) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 8 条の株券を発行する旨の規定、第 9 条第 2 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 10 条の実質株主および第 12 条の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- ( 2 ) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 12 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- ( 3 ) 上記のほか、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

( 下線は変更部分であります。 )

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 ~ 第 7 条 ( 条 文 記 載 省 略 ) ( 株 券 の 発 行 ) 第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> ( 単 元 株 式 数 お よ び 単 元 未 満 株 券 の 不 発 行 ) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未 満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式 取扱規程に定めるところについてはこの限り ではない。</u>	第 1 条 ~ 第 7 条 ( 現 行 ど お り ) ( 削 除 ) ( 単 元 株 式 数 ) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 ( 削 除 )

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第13条～第38条 (条文記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成21年6月25日(木曜日)

以 上